



福祉科学検討会 ～障害福祉の科学化を目指して～

令和6年6月6日
障害サービス課

目次

- 1 本検討会の目的
- 2 新たな独法が実施する福祉科学研究
- 3 新たな独法が実施する人材育成
- 4 アンケートの実施について

福祉を科学する検討会開催経緯

- これまで県は、津久井やまゆり園での事件を受け、当事者目線の障害福祉を実現するため、ともに生きるかながわ憲章や当事者目線の障害福祉推進条例～ともに生きる社会を目指して～を制定し、地域共生社会の実現に向けた取組を進めてきた。
- また、当事者目線の支援を実践するために、中井やまゆり園の支援の改善に取り組み、その中で利用者の状態像の改善が見られているが、改善された理由までは体系的に整理されていない。
- 本検討会では、令和8年4月に設立を目指している地方独立行政法人（以下「独法」という。）が、その設立後速やかに、当事者目線の支援を確立するための事業と、それを障害当事者に関わる人に広めていくための事業を進められるよう、研究や人材育成の実施内容、体制等を検討する。

<参考> 「福祉を科学する検討会」について

○ 福祉を科学する検討会の体制

今後設置予定の「知的障害児者の医療対応に係る検討会（仮称）」と共通するコアメンバーにより倫理に関する議論を実施し、出てきた課題等を研究テーマとして深掘りするとともに、テーマに応じたゲストメンバーを招聘することで議論を深める。

福祉を科学する検討会

※敬称略

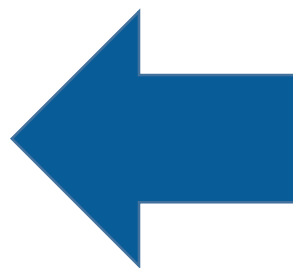
コアメンバー

支援改善 アドバイザー

大川 貴志
高原 浩
中西 晴之
羽生 裕子

ゲストメンバー

各会のテーマ
に応じて専門
家を招聘



アンケート

テーマ

【食事】

歯科医師



栄養士



PT・OT



etc.

【意思決定】

弁護士



相談



当事者



etc.

...

1 本検討会の目的

- 2 新たな独法が実施する福祉科学研究
- 3 新たな独法が実施する人材育成
- 4 アンケートの実施について

1 本検討会の目的

(1) 福祉を科学する検討会について

独法が設立された場合、独法の役割である「研究」・「人材育成」を速やかに実施していくため、そのテーマや体制について検討を行う。

(2) 位置付け

有識者等の意見を聴取し、又は、有識者等との意見交換を行い、その結果を県行政に反映させることを主な目的とする「懇話会・協議会等」として位置付ける。

(県ホームページの掲載)

- ・ 設置目的、意見聴取等を行う事項、設置期間、構成員 等
- ・ 開催予定、開催速報、開催結果、 会議資料（個人情報除く）

※ただし、個人情報に係る内容は非公表とし、傍聴席は設けない。

(3) 今後のスケジュール

開催予定時期	テーマ・議題
第1回 6月	当事者目線の支援に関する検討課題について ①検討会の目的の共有 ②福祉科学研究について
 必要に応じて開催	7月～ アンケート実施
	アンケート結果の共有及び研究に向けた結果の活用方法の検討 ①調査結果の報告・共有 ②結果を活用した研究テーマ等の検討 ・支援改善の取組や好事例の支援に関わる人・技術・知識・倫理等の要素 ・研究に必要なデータや研究体制等 ・人材育成の対象、内容、実施体制等
	～10月 R7の取組に向けた検討 ①R7の取組の方向性（プレ研究テーマ等）の検討 ②まとめ
10月～ 3月	倫理観の形成に関する検討 ・事例に基づく倫理的課題等の検討

(4) 研究の実施に向けた検討スケジュール

倫理の議論の場の開始

- 県直営施設・県立施設指定管理者による倫理の議論の場の設置、事例集の作成

R6年度

結果を共有
研究テーマの抽出
研究に対する姿勢

福祉を科学する検討会

- 先進的な取組事例の収集
- 支援改善の取組や好事例の支援に関わる人・技術・知識・倫理等の要素分析
- 研究に必要なデータや研究体制の検討
- 研究に必要な支援記録の項目、様式の検討

倫理の議論の場の拡大

- 中井やまゆり園が関係している社会福祉法人等を加え、議論の場を拡大する

R7年度

結果を共有
研究テーマの抽出
研究に対する姿勢

プレ研究

- 福祉科学検討会で検討した研究に必要な支援記録の項目、様式の中井やまゆり園での試行
- 福祉科学検討会の結果に基づく研究の試行

独法による研究や倫理の議論の開始

- 当事者目線の支援に関する研究の開始
- 連携を通じた研究成果の普及（人材育成）
- 倫理の議論を通じた連携の拡大
- 連携推進法人への加入(設立)と研修の実施
- 障害福祉倫理の体系化・学問化

R8年度
独法設立
(予定)

1 本検討会の目的

2 新たな独法が実施する福祉科学研究

3 新たな独法が実施する人材育成

4 アンケートの実施について

(1) 研究の目的

当事者目線の障害福祉・地域共生社会に関する研究を行い、それを実践する人材を育成する拠点となり、もってどんな障害があっても、誰もがその人らしく暮らすことができる地域共生社会の実現を図ることを目的とする。

(2) 研究について

ア 現状

これまでの知的障害分野では、嚥下機能が低下した利用者への誤嚥しづらい食事の形態等、対症療法的な支援が検討・研究されてきたが、全身機能の向上が嚥下機能に与える影響といった生活全体を捉えた支援研究や医療的なエビデンスを活用した支援の検討は、ほとんどされてこなかった。

また、県としては、これまでの津久井やまゆり園や中井やまゆり園での反省を通じて、施設が利用者の権利を奪っていると感じることができるような職員の倫理観の形成が必要だと感じている。

(2) 研究について

イ テーマ (案)

- 障害当事者の生活全体を捉え、根本の原因に迫る研究
 - 医療的エビデンスを活用した障害当事者の発達に関わる支援に関する研究
 - 障害当事者と関わる者の倫理とは何か
 - 倫理観の形成に関する研究
 - 支援者の余裕を生み出すための機器の活用等に係る研究
- ※ 障害当事者にご協力いただく研究テーマであるため、研究の進め方や研究の具体的な実施方法に係る倫理についても検討する必要がある。

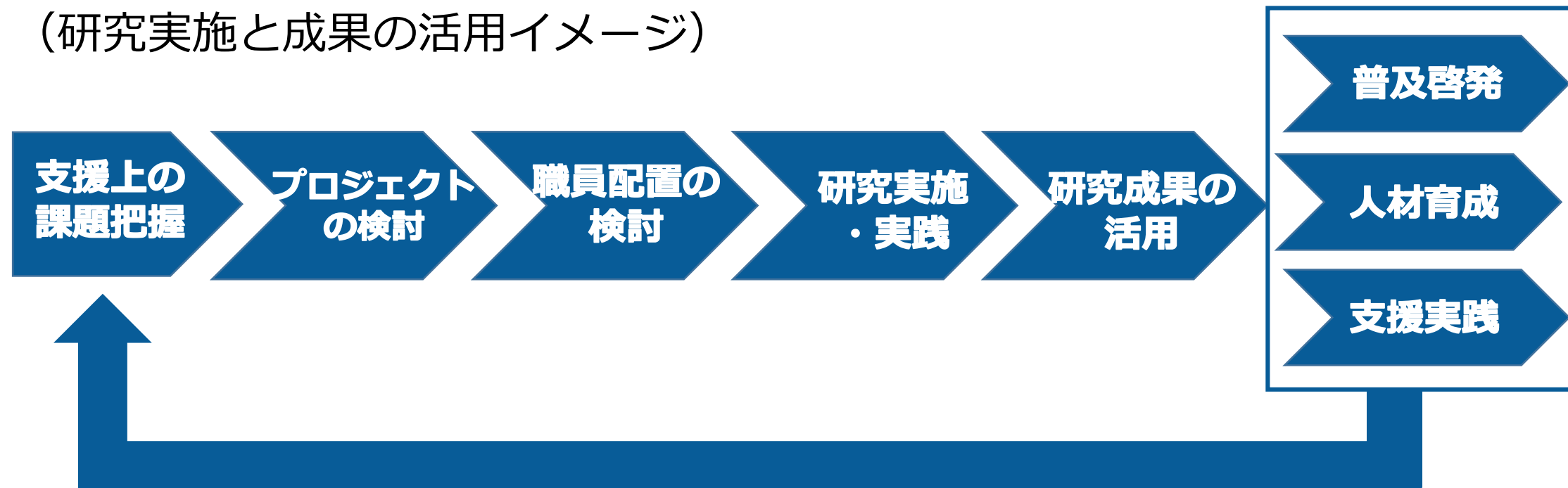
(2) 研究について

(参考) 実施の流れ

研究成果を現場で実践し、その中で顕在化した課題を更に研究する等、理論と実践を積み重ねる。

また、成果を独法内だけでなく、民間事業所等にも普及させることにより、県内全域における当事者目線の支援の実践へとつなげる。

(研究実施と成果の活用イメージ)



(3) 研究実施方法

ウ 実施体制（案）

研究体制は、次のような想定をしている。

- 研究部門に所属する固定の研究者は最低限の配置
- 研究テーマごとのプロジェクトを立ち上げる
(プロジェクトの構成員)
 - ・ 支援員や看護職員などの利用者に直接関わる職員
 - ・ 事務や人材育成担当の職員などの利用者に間接的に関わる職員
 - ・ テーマ等に応じて外部事業所職員や外部研究者等

(実施体制のイメージ)



+



+



研究プロジェクトチーム

(4) 検討事項

<独法が設立後速やかに研究できるための検討事項>

- ① 独法が実施する福祉科学研究の**テーマ及びその実施体制**

<独法設立までに実施すべき事項>

- ① 独法設立までに**研究のために県ができること**
(支援記録等データ収集や共同研究候補団体との調整等)
- ② 福祉科学研究の実施に必要な**設備、備品**
- ③ 関連分野における研究実施方法等の関連研究等のヒアリング等

※アンケートを実施し、その結果をもとに議論を深めていく。
詳細は19ページ

- 1 本検討会の目的
- 2 新たな独法が実施する福祉科学研究
- 3 新たな独法が実施する人材育成
- 4 アンケートの実施について

(1) 法人が目指す人物像 (案)

法人の理念を実現できる、次のような人材を育成していく

- ・ 障害当事者とともに、地域との触れ合いの中で、自らの成長や人生の広がりに喜びを感じることができる
- ・ 常に広い視野や向上心を持ち、自分に足りないものを意識しながら、改善を追求していくことができる

(2) 具体的な取組 (案)

- 倫理・発達支援に関する教育
- 接遇、対人支援や対人援助に関する教育
- 津久井やまゆり園事件や中井やまゆり園における虐待等の歴史の教育
- 地域生活や暮らしの中での実践と振り返り
- 自己研さん、自主研究の奨励
- 外部事業所や医療機関等での実践トレーニング
- 健康面に関する高度な専門能力に必要な資格の取得

(3) 今後の検討事項

- ① 地域事業所の職員の人材育成をどのように支援していくべきか
(例) 社会福祉連携推進法人等による共同研修の実施
アドバイザー派遣
- ② 地域住民への普及啓発をどのように行っていくべきか

- 1 本検討会の目的
- 2 新たな独法が実施する福祉科学研究
- 3 新たな独法が実施する人材育成
- 4 アンケートの実施について

○ アンケートの実施について

(1) 実施の目的

- ① 研究テーマの参考とするため、好事例等の収集を行い、支援に関わる人、技術、知識、倫理観等の要素を把握する
- ② 人材育成のニーズや課題等の収集を行い、人材育成の方向性を検討する

(2) アンケート項目（案）

- ① 人材育成に関すること
- ② 地域移行に関すること
- ③ 職場環境に関すること
- ④ 県に求めること

(3) 実施時期（予定）

調査期間：7月上旬～7月下旬まで

集計期間：7月下旬～8月中旬まで

(4) 実施方法

障害福祉情報サービスかながわを活用して実施